

調布市公立保育園における民間活力の活用について

【概要】

種類	公立保育園（12園）	
	公設民営保育園（4園）	公設公営保育園（8園）
設置主体	調布市	調布市
運営主体	事業者	調布市
職員	事業者	調布市
民間活力の活用方針	令和元年11月に策定	令和5年3月に策定
公私連携型保育所への移行	令和4年4月までに 全4園移行済	令和8年4月に 1園目の移行
運営費に対する 国・都負担金の有無	無し (全額市負担)	無し (全額市負担)
新園舎整備費に対する 国・都負担金の有無	無し (全額市負担)	無し (全額市負担)

◆公設公営保育園における民間活力活用の基本的な方針

公立（公設公営）保育園 8園のうち4園を対象に民間活力を活用 します。

◆公設公営保育園における民間活力活用の具体的な考え方

- (1) 民間活力活用の手法（公設公営→民設民営（公私連携型保育所）への移行）
市と法人が「協定」を締結し、公私連携法人による公私連携型保育所に移行
- (2) 当面の取組期間
 - ・令和12年度まで 先行2園を対象に実施
 - ・令和13年度以降 残る2園を対象に検討（先行2園の実施結果等を検証後）
 ※ 地域の保育供給量等も踏まえ、民間活力の活用（統廃合も含む）を検討。
- (3) 施設の老朽化への対応
将来にわたって安定的な保育サービスを提供するため、老朽化が進む公立保育園を公私連携型保育所へ移行する場合は、対象園の近隣地域にある土地を活用し、新園舎を整備することを検討。

公私連携型保育所制度

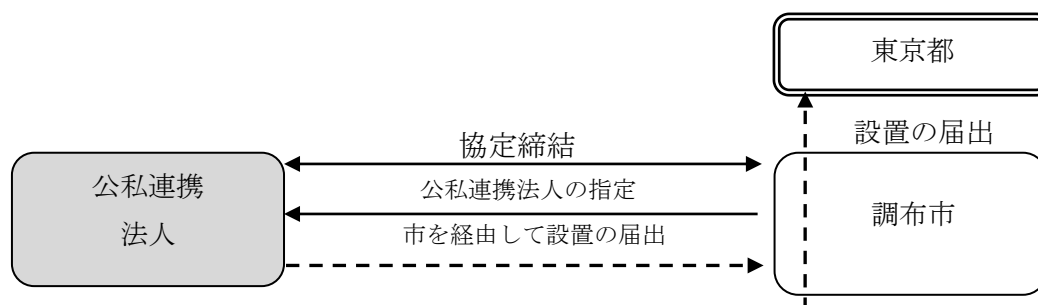
1 公私連携型保育所制度とは

公私連携型保育所制度は、児童福祉法第56条の8に規定されている保育所の運営に関する仕組みであり、市と「協定」を締結し、公私連携法人として市から指定を受けた法人（社会福祉法人等）が運営する保育所を公私連携型保育所とするものであり、市と「協定」を締結することで一定の市の関与を残しつつ、民設民営保育園として運営する手法です。

公私連携型保育所は、一般的な私立保育園とは異なり、「市との協定」を締結していることで、市の考え方も踏まえた保育園運営を行うことが可能となります。

また、「民設民営保育園」となるため、新たに、国・東京都から保育園運営に関する補助金等の交付を受けることが可能となり、その分の市の財源を公立保育園の老朽化対策や子ども・子育て支援施策の充実など他の施策に有効に活用することができます。

★公私連携型保育所制度の仕組みのイメージ



市有財産（土地・建物・備品）の使用に関する基本的事項については、協定により定めることとなります。「無償又は廉価での貸付け」・「譲渡」のいずれかを選択することが可能です。

2 公設公営保育園と公私連携型保育所の比較

	公設公営	公私連携型保育所
名称等	調布市立〇〇保育園 (条例規定あり)	私立△△保育園 (条例規定なし)
設置主体	調布市	事業者
運営主体	調布市	事業者 (市と協定締結)
職員	市職員	事業者職員※
運営費に対する 国・都負担金の有無	無し (全額市負担)	有り (国・都・市で負担)
新園舎整備費に対する 国・都負担金の有無	無し (全額市負担)	有り (国・都・市で負担)

※職員の入替えに伴う子どもへの影響を軽減するため市の職員を派遣や引継保育も可能